

第 10 号 議 案

令和7年度（2025年度）町田市介護保険事業会計予算

令和7年度（2025年度）町田市介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 0 , 9 1 6 , 8 6 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年（2025年）2月20日提出

東 京 都 町 田 市 長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	項	金 額
		千円
1. 保険料		8,243,037
	1. 介護保険料	8,243,037
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 国庫支出金		9,144,492
	1. 国庫負担金	6,816,411
	2. 国庫補助金	2,328,081
4. 支払基金交付金		10,611,818
	1. 支払基金交付金	10,611,818
5. 都支出金		5,714,679
	1. 都負担金	5,534,865
	2. 財政安定化基金支出金	1
	3. 都補助金	179,813
6. 財産収入		8,208
	1. 財産運用収入	8,208
7. 繰入金		7,124,101
	1. 一般会計繰入金	6,574,101
	2. 基金繰入金	550,000
8. 繰越金		67,005
	1. 繰越金	67,005
9. 諸収入		3,523
	1. 延滞金及び過料	2
	2. 雑入	3,520
	3. 市預金利子	1
歳 入	合 計	40,916,864

歳 出

款	項	金 額
		千円
1. 総務費		1,284,843
	1. 総務管理費	795,834
	2. 徴収費	50,792
	3. 介護認定審査会費	438,217
2. 保険給付費		38,003,929
	1. 介護サービス等諸費	35,274,245
	2. 介護予防サービス等諸費	816,994
	3. その他経費	1,912,690
3. 地域支援事業費		1,303,967
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,194,760
	2. 包括的支援・任意事業費	109,207
4. 基金積立金		8,208
	1. 基金積立金	8,208
5. 諸支出金		310,917
	1. 償還金及び還付加算金	82,004
	2. 繰出金	228,913
6. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
○ 公債費		0
	○ 公債費	0
歳 出	合 計	40,916,864

介護保険事業会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
介護保険料納入通知書等作成委託事業	令和 7 年 度 か ら 令和 8 年 度 ま で	11,296
一般介護予防事業評価事業	令和 7 年 度 か ら 令和 8 年 度 ま で	5,650